

視 察 調 査 報 告 書

委 員 会 名	健幸まちづくり推進特別委員会
参 加 者	委 員 長 鈴木 静男 副委員長 加藤 嘉哉 委 員 新免 悠香 大原 昌幸 三浦 康宏 畑尻 宣長 井村 伸幸 小木曾 智洋 中根 武彦
視 察 日 時	平成 30 年 5 月 16 日 (水) 14:15 ~ 16:00
視 察 先 ・ 概 要	愛知県大府市 人口：87,688 人 世帯数：35,820 世帯 面積：33.66 k m ² 特記事項：住みよさランキング 2017 (東洋経済) 総合 180 位 (安心 243 位、利便 728 位、快適 99 位、富裕 46 位、住居 588 位)
視 察 項 目	『「健康都市おおぶ」みんなの健康づくり推進条例』について
視 察 概 要	<p>1 目的 健康づくりの基本理念を明らかにするとともに、健康は個人のみで配慮すべきものではなく、地域や社会で共有されるべき有用な財産であるという認識に立ち、市民、事業者、地域組織、関係団体、市が一体となって健康づくりに取り組むことにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい市民の健康保持・増進を目指すため、議員提案により条例を制定した。</p> <p>2 制定の経緯 平成 28 年度の厚生文教委員会において、委員会の所管事項の調査研究を「健康づくりについて」と設定し、健康づくりに関する条例制定を目指して活動を開始した。その過程では、担当課職員を講師に勉強会を行ったり、健康づくり推進員協議会委員や健康づくり食生活改善協議会委員との情報交換や先進地への行政視察等を行ったりしながら、随時委員間での協議を行った。11 月以降は条例の委員長案をもとに委員間で意見交換を行った上で各会派の意見聴取を実施し、出された意見について協議、調整を行った。</p> <p>その後、医師会、歯科医師会、健康づくり推進員協議会、商工会議所、コミュニティ推進協議会等への説明を行った上でパブリックコメントを実施し、平成 29 年 2 月に条例案を決定。同月に委員会では初となる記者会見を実施。そして、3 月定例会に条例案を上程し、全会一致で可決した。さらに、5 月臨時会において委員会の調査研究結果を報告した。</p> <p>3 条例の構成 第 1 条 目的</p>

	<p>第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 市民の役割 第5条 事業者の役割 第6条 地域組織の役割 第7条 関係団体の役割 第8条 市の責務 第9条 健康増進計画 第10条 委任</p> <p>4 条例制定による効果と課題</p> <p>平成29年度に健康都市推進局を新設するとともに、大府市健康にぎわいステーション（KURUTOおおぶ）の整備や、大府市健康プログラムの実証実験を実施した。また、平成29年12月には、神戸市と並んで全国初となる認知症に関する条例である「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定した。</p> <p>平成30年度には、後期高齢者を対象としたプラチナ長寿健診（認知症予防健診）における歯科・口腔機能検査の追加や、成人歯科健診の拡充、ウォーキングコースやウォーキングサインの整備、母子手帳アプリ「おぶいく」の提供開始等を行った。</p> <p>また、議会への影響としては、一般質問における健康関連の質問が条例制定前と比較すると格段に増加した。</p>
<p>所 感</p> <p>視察しての感想や岡崎市への提言など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長がたたき台を作成後、事務局、正副委員長にて協議、修正し、委員全員で協議、修正して条例案を作成している。議員提案でもあり、近隣都市でもあるため、参考にする部分が多い。 ・大府市は条文中に「まちづくり」という言葉は使っておらず、その理由は「環境整備」に含ませている「まちづくり」の定義が必要となるからとのことだったが、本特別委員会の付議事件2項目を関連して考えたとき、本市は定義をしてでも「まちづくり」の言葉の使用を考えるべきではないかと思った。「議会の責務」について今まで思いもよらなかった考え方を知ることができたが、本市ではどうするのか十分な議論が必要だと感じた。 ・条例の制定と並行して、例えば定例会終了後の7月から岡崎市医師会や歯科医師会等々の専門家に意見を聞いていくことを提案する。 ・10カ月で35回会議を行い、その前後で正副委員長と担当事務局職員で105回打ち合わせをしたとの内輪話も聞かせてもらったが、改めて議会主導の条例制定の大変さを学んだ。さらに、条例制定はスタートではない。あくまでスタートライン。線を引く作業。ここからが大切との言葉が核心をついていたように思う。本市に見合った、市民の意識、行動に変化を与え得る、意義のある条例制定を実現させたい。 ・委員会のテーマ活動という形で、1年間で条例制定する活動量には驚いた。1年間で35回の委員会が開催されたことを考えると、とても大

	<p>変さを感じた。特に、外へ出て 11 団体からの意見を聞いたことはよいことだと思う。実証実験にしても、グループ（チーム単位）をした考えに工夫がされていると思った。また、条例がスタートと位置づける考えもつくりっ放しではないというあかしだと思う。恐らく、日常的活動の中にチェック、監査的な行動ができていますので、議会の責務は当然という考えであると思う。本市に当てはまるかは考える必要があるように感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市同様、議員提案による条例制定を行われているが、条文中に議会の責務についてうたわれていない点が異なっている。これは、推進条例により行政が取り組む健康づくり施策などをチェックすることが議員としての責務であると考え、あえて条文には織り込んでいないとのこと。和歌山市のように形骸化することを考えると、本市においても「議会の責務」は一考すべきものと感じた。また、事前に医師会や薬剤師会、商工会議所など多くの関係諸団体との意見交換会を行われており、このことにより条例制定がスムーズに進められたものと考え、本市においても参考にすべきと感じた。 ・大府市の健康条例は、常任委員会からの発議であり、内容は非常にシンプルでスマートなものである。実質的な工程は 1 年であり、常任委員会委員初め、議会事務局担当者を含む関係者は非常に多忙であったと伺った。民間関係団体との調整も行われており、シンプルな内容の裏には、一言一句時間をかけて吟味されたものであった。個人的に、内容については一番参考にしたいものであるが、1 年という短期間での作成は関係者への負荷や委員内におけるその可能性を考慮すると、もう少し作成期間を延伸してもよいのではと考える。ただ、打ち合わせ回数のみを見ても、議員立法による条例作成は容易なものではないことを改めて認識させられた。 ・大府市における健康条例がつけられるまでの過程において、うまく段階を追ったようである。条例の前文の内容について、多くの時間を費やしたと説明があった。確かに、条例内容については理事者も含めて検討できるが、前文、目的、基本理念についての考えは、しっかり議会の中で協議する必要があると思う。大府市の健康に関する考え方に感心したが、健康になることが目的でなくして、仕事をするため、スポーツをするため、好きなことをするために健康になると言われたことには驚いた。
<p>委員長の総括</p>	<p>常任委員会の活動テーマとして 1 年間でつくり上げた条例であり、その活動姿勢に驚きを感じた。短期間においても各種団体からの意見集約を行っているが、主に正副委員長が主体で、他の委員は都合が合う場合のみである点は、短期間制定の弊害ではと感じた。</p> <p>「まちづくり」と健康推進の関係性と条例項目への議会の責務については、条例制定者の考え方次第であり、本委員会においては、やはりしっかりとした検討、議論が必要であると感じた。</p>

	<p>条例内容はシンプルであり、無関心層の市民が見てもわかりやすいような配慮がされている。大いに参考にしていくべきと考える。</p>
--	--